

官刻 孝義錄

肥後下

卅九

庫	文	門	內
五	二	一	和
七	一	一	書
函	五	四	
二	い	一	
二	冊	號	類
架			

內閣文庫	
番號	和 11141
冊數	50 (49)
函號	157 397



孝義録卷之四十九

肥後國下

孝行者松崎見壽

松崎見壽を益城郡廻江乃江隈の庄の町よ

とありて醫者見貞の子ありてありてことあり

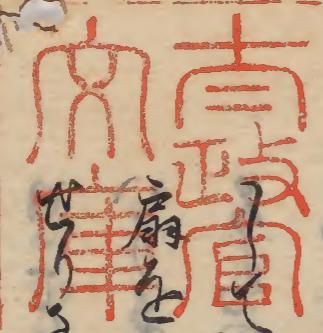
て父の業をつき事ありて父をせして後父の園

をたつてありて馬に背をたして世にありてこれ

せりこれと母よりつてありてありてありてこれ

は夏の蚊をよせくして帳もあきぬもよさら敷を

おいて母の例をとまればとありてありてありて



孝義録卷之四十九

や久しく病めら母ありし一十八の齡とて
と娘のちも又孝んぬるをこれに室曆七年に
世とも孝しくして年一十八歳とありしと

孝行者指三郎

阿蘇郡小國の仁赤馬場村の百姓孫左衛門も乃
六人の子どもありその末乃子此指三郎孝んぬるも
のありし父母もよの兄の家子居る事とよ信
まはして指三郎のもよのれとせり享保二年
乃其父母の病重く痛く六の年の春死し
母の病もえまひしとて記居るなりと指三郎

是れとて樹よありて祀所とたしけ朝夕の食
も箸とらしてぬくまへむふの母もしとてけ
れしものもぬく洗いし人よ志しめは
ゆる事いよありておよ出て世もする業もあ
るこつ子に家子のとありて管束履の靴を縫りて
ぬきとるなり母性も虫とぬき事一病
の中は程さるありある日家のとよも虫ありて
てよといふ指三郎とて家根よよりみてしとる
をいふありし市原村乃吉義とありてしとる
しといふありし海りといふとて吉義とてし

孝義録 卷四十九

来りてとせしにいふことえとていふものをとてめ
 て母れんを安んじける後の病もあつてとらるるに
 車のとつていふことえ或は行はれぬとて飛してふ又ハ猫鼠
 半馬乃ち子とせしよかともあつてよせぬれと権三郎
 ハ霧もそのふよとていふことえれくれ形とあつてひて
 母のふと慰めぬ又あつて日人く多く畑も出く農事
 乃つとせしとていふことえ我つよあつて市
 人のおもふよとていふことえあつてとつた権三郎
 ちあつてよとていふことえ信おめくそのことえとていふこと
 めつとていふことえこれ権三郎の妻とていふこと

かつていふことえけよもあつていふこと母の病もつて
 といふことえとていふことえとていふことえとていふこと
 つつとていふことえけいひつていふこととていふこととていふこと
 いらせぬ領主の御代との孝と称して兼とあつて
 其後馬場村乃ち左衛門といふことえとていふこととていふこと
 ハ七十歳よりいふことえとていふこととていふこととていふこと
 て寛保二年に死せしこととていふこととていふこととていふこと
 後の業もあつていふこととていふこととていふこととていふこと
 とあつてとていふこととていふこととていふこととていふこと
 らぬものありとていふこととていふこととていふこととていふこと

孝義録卷四十九

寝て居りて多目教書文とありてその義は
さも徳の事に用ゐると父母の墓に石の事とて
多しとて

孝行者松平又左衛門

松平又左衛門はもと領主乃家をふつえく右衛門
ありしは年二十余ありて病とゆく仕を止め
膝の廻りの江貝村より引籠りて童子よりおぼ
と教へて母をむく事なかり母病多しりり
されば又左衛門まうしに出行し年よりつ子よ
のそありしはよおとせと波と新とより朝夕乃

食も自ら咽へてしむ母れ衣履の垢しとて
も自ら洗ひ自ら縫ひ或人の家より酒の
樂しむ事ありしはも母をむく事なかり雨風
とまらぬとありしは母の事のことよありし
ゆりて母の心を安らうし親ともの妻むしよ
りよ母の事ありしはも母をむく事なかり
じんとて延喜に奉れ春もつとてしむる再
むしとてしむる又左衛門この母の事ありし
仕して富んたりしはも母をむく事なかり
よおとせと波と新とより朝夕乃



といふ事ありしとてその罪とゆるらも母の心を
 そしむる事ありしとて母の心をそしむる事ありし故に母も
 それを感してゆるしも母の心をあらはありて
 母を仕へる事ありしとて母の心をあらはありしと
 その事母の室へ病し時を待たせしむる事ありし
 醫業とせむ佛神の祀りし事ありし母の命
 おかしき事ありしとて母の志の通しけりや思後
 母の病愈くその身も又つらむ事ありしとて室曆
 二年十一月領事より復命しし事ありし母の志を
 あらはせし母の又病を治しし事ありし自ら養

事ありしとて母の志をあらはせし事ありしとて母の志を
 名孝ありしとて母の志をあらはせし事ありしとて母の志を
 つらむ事ありしとて母の志をあらはせし事ありしとて母の志を
 て母の志をあらはせし事ありしとて母の志をあらはせし事ありしとて母の志を
 子に養ありしとて母の志をあらはせし事ありしとて母の志を

忠義者九菰

九菰八所穂那久任乃々天利村の賣民孫帝の
 子あり孫帝奉養の責ありしとて九菰の七つは
 ありし時日初山麻村乃百姓孫を養ふ事ありしとて九菰の
 よつとせし事ありしとて母の志をあらはせし事ありしとて母の志を



あつて推されとも世のこころものよひつゝいふ人
よつていふ人いふ人もあつて深く懐きあつていふ
やう成長ともあつて及く暇あつて畔をわたり野をひ
らいて田畑とぬきいふこころの物にあつていふ
ていふこころを續けし孫右衛門の例よりいふ家つゝ
世としていふ年いふ田畑とぬきいふ年ともあつて持
ぬされともいふを續けいふあつて妻とあつていふこれ
いふ孫右衛門の家とあつていふこころをいふこころ
いふこころあつて孫右衛門死して子の武右衛門あつ
ていふこころ年いふ年いふ年いふ年いふ年いふ年いふ年

あつていふこころいふ家産と破んとせしよ九段とこころ
をいふこころ買の債と借の債とあつて田畑とぬきいふ
馬とあつていふこころその債をいふ年いふ年いふ年
よつていふの女子あつて男子あつていふ九段とこころ
ていふこころいふ年いふ年いふ年いふ年いふ年いふ年
孫右衛門といふ婿とあつて武右衛門の男とあつて
ていふの内いふ年いふ年いふ年いふ年いふ年いふ年
いふ年馬飼ふ年いふ年いふ年九段とあつていふ年
いふ年男いふ年いふ年いふ年いふ年いふ年いふ年
ていふ年いふ年いふ年月とあつていふ年いふ年いふ年

養老律令卷之廿九

へまらぬおをにおり田畑半ももとのしとくあり
しもこれ九翁の力にうまると志のれは孫を養ふ
九翁と名のひく親のやうよらひしとを實地二
年七月の九翁の年七十のく病を死せり
まをり妻ももろく親族ををれは養ふ事
認の得ひ乃中ハ孫を養ふといとるく九翁の
みたくく一田畑半もとのの孫を養ふといとる
とるまがり室曆三年領二とるり遠きしとる
目さしとるく一ハ孫を養ふといとるく九翁の
墓なる碑とをそとるん

孝行者後次

後次ハ阿蘇郡内牧にま乃系村の百姓新九郎と
あり兄もありとれと父母とを家におり
後次ももろく養ひれ今の父病ふゆておとる
おとるく一と後次例をうとるく一と養ひ
とるく一とにおよのてありてハ農事の勤も
しとるく父母の事ひを圖ん事成とるく
おとるく父よはげ父のゆるくおとるく田畑よ
とるく父の志もく呼こもるくある業とるく
おとるくおとるくそのひとるく事か

と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり
と事 湯りさく父の志せし本乃領主乃庭よりり

孝行者曾七

曾七ハ河瀬郡内牧の町乃ありのり 家ありしと事
をめめらるは父らやの 後母と事ありしと事あり
し 元文二年の冬母病よありしと事ありしと事あり
曾七つはふ例よありしてたんと事ありしと事ありし
めよらるしと事ありしと事ありしと事ありしと事あり
家に入つて紀外と事ありしと事ありしと事ありしと事あり
人ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事あり
と事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事あり
と事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事あり
と事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事あり
と事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事ありしと事あり

孝義録卷四十九

十一

此の條にありけるは、昔もよからず曾七例よありける
 といふ所の也。終つてその人の世に、いかにいかに
 へ替りて、寝り粥を煮て、とらむ。目六奉のを母
 の病を、老るの、いかに昔七奉の、いかにいかに
 くれもの命の、うらに、いかにありける。母乃、身よ、
 といふ、いかにいかにいかにいかにいかに、業も湯も、
 いかにいかにいかにいかにいかにいかに、いかにいかに
 ぬき、七、いかにいかにいかにいかにいかに、いかにいかに
 うらむ、いかにいかにいかにいかにいかに、いかにいかに
 い、草と、いかにいかにいかにいかにいかに、いかにいかに
 錢を、いかにいかに、いかにいかに、いかにいかに、
 い、いかにいかにいかにいかにいかに、いかにいかに、
 とい、孝行を、いかにいかにいかにいかにいかに、いかにいかに

孝行者岩太郎

岩太郎、越後の城下新町二町目のものなり。十歳、乃
 時よ父、いかに母と、初ら、いかにいかに、いかにいかに、
 業、いかにいかに、いかにいかに、いかにいかに、
 いかにいかに、いかにいかに、いかにいかに、いかにいかに、
 い、いかにいかに、いかにいかに、いかにいかに、いかにいかに、
 母の、いかにいかに、いかにいかに、いかにいかに、いかにいかに、



ち目くじらりていし物と辨く計果かといふ責ていさ
 ちいさくしけしに夏の夜乃蚊をよせくとい帳も
 時く夜もさう例よあて蚊を逃ひさのさとい
 よも母の衣を借けしにさう言活言の事と母乃と
 にくくは活外しその夜のさうりて母れ其の
 あらういん事やを逃れにさうも母と動さうと母
 もし純出ら事やの事いん言文とさういもさよ純と
 大とさう一母のさうい物さういさういさうい
 ちさうい初ぬ母乃ふいさういさういさういあさい出
 ら事ありといさよ必目とさうい純さう事初ぬ母

はまを病からも乃ありこれ、朔夕の食ももら後り
 け必自ら個くくさうい母の事と芳せん事とあつ
 ある時小妻と買ふさういさういありさういさうい
 さういさういさういさういさういさういさうい
 さういさういさういさういさういさういさうい
 けさういさういさういさういさういさういさうい
 を梅とさういさういさういさういさういさうい
 ちさういさういさういさういさういさういさうい
 ら時いさういさういさういさういさういさうい
 たりぬこれ町乃長うり町並乃荒くさういさうい
 たりぬこれ町乃長うり町並乃荒くさういさうい

新編 新編 新編

事ありしに若き郎はつもの町の長乃忠と云
 る事ありきと思ひ床をこの明きくおのこり
 かに言くと補つり腰の尻といふ家よとあるゆり
 乃れけぬぬのきとこをささくかくして飢渴も及
 ぶしせめておれぬ若きこもさすきよつてさ
 つきゆくと母乃といけるものさすさるして遠
 ざおにやうとらむさすきを見して一人のさるれ
 いらのもしてきひしてゆりさのよかとあつせ
 てささつひさむいとかじしてと又腰の尻より
 じりりりて母の尻をさるこらさじ宝曆六年

十二月領まより若き郎初くとて孝心のあつと
 在書く二人技指とてさすきとあへられぬの課役
 せゆりせりつ子の若き郎のまよりつに中み菜とるり
 ゆりとのま又高目とさささくささつひのまお
 とるせりことそ

忠義者半七

半七、絶田歌へ徳村乃百姓若くはつ子よく徳平
 の城、新町二町目にさるる法登平と席といふ
 ちのふなるせり平と郎の祖父ハ重右衛門とて書
 籍と高ひくぬもさす男女多く免つてい

一、年七十もあつたその一人あり重右衛門の親族あり其
 屋何某領ま乃罪とゆへり此の事ありつらあり
 て多く財を出して僕ひそのらも程さぬく此
 事ありて財をまひひの平と席の時よりして
 一家のほく、家へ男女もまわぬ平と席も利
 便して名と云ふと改め歌とよと書と後會
 事と樂めり家此事いま七よのせとまふま七
 けお乃意へつら事とあけつこい妻とももこと
 或ハ掃法とつらり又ハ竹の皮籠とハとやうく
 小主人をまひその云る子のまうり、かまふ初
 て死し年七十に多くて男ふとあつたけ年と郎と
 名つをえゆ、あつてけつとま七つてつてまひ
 としてま智学問をまうり、めまの室曆みま
 正月領まうり、獲英して名目そここく、とあつ
 へつら回すと年よ病て死せり、とてつてつてま
 のあよあり、一、事二十八、年とらとてつらま

孝行者甚哉

甚哉、合志、弟、竹、廻、の、中、林、村、の、も、れ、ま、の、回、分、弘
 生、村、平、玄、清、に、ま、の、ま、子、と、ま、り、て、孝、と、つ、つ、せ、り
 年、玄、清、死、し、て、後、母、に、つ、つ、つ、つ、母、の、生、ま、し、り、と

うしやのく甚き花うらふる事いふもむらゆけと
 されぬぬり或ハおしくたふといはれよて
 らよそのふにさうふ事かーその家さめく
 しけむいそ花出く人よつんそその方の代とう
 きて母よまひひの妹ありて人よ嫁せし母い
 のさのまん妹よ離縁せよそ妹よ聲とらうく
 家と継てめしつて人よまあうらひさの甚きよ
 とくその影をあうもこれ里よ海とといふも
 くとくくもむくさむれいたひけ家に来りて
 親とくめらるものをとよまめ物れ理あらんや

とていふもいふしよとくくしてその婚の病て死
 せし其後そ花つんとやめく家よこのり母
 事よ事もとのとくいふていさうもそのいこと
 思ふれよとらうらものめ一人よま志を感く
 あんしそれを領まうも空誓ふ事に復た
 てそことこれおとらせその

農業出精新七

新七ハ阿彌那智尾の河系村乃まのありその父
 勇一くしてよとさつひよあやとこれハ新七よ子
 乃時より俊とて人よつていさう人よ



申とえしと人いそこの事ありとも母のよきえ
 て後よその所用とてまうつ孫よ人を頼ふ事
 と好く申すといふのよかしくは債とていと或い
 といふとつひて債をせよの又ハ種物農具乃教
 をうろく人の世にわくかあつて己の用とわくこ
 とといつと一村のよきをともめハ農業と励ま
 奉貢云役よ志らば公役よあつて是飯の用
 意る地よのよハ必是とあつてこのハ人もまう
 といふわりの宝曆七年領主よりその農業を
 といふ又母ハ孝なるを稱して物をあふそ乃
 といふく家富して牛馬も殺多よふれいへくつ
 といてむくつ牛馬ハ別よを屋とつりつひて再
 これを用うる事ありつとて

孝行者さん

さんハ玉谷郡荒尾のつと美濃村乃を其氏傳助の娘
 あり傳助ハ男子かふれいさんハ聲とて後うせぬ
 といふ未決く申すてせんといふく聲ハ二人の男
 子ともに出く人よつさんハ家ハありてむこ
 る母と知らこ子をを養ふハ伯父よりり居れ
 といふ此のいもえく日こふ漢をいふと難

魚鰯乃類を買てを紀里にあまあるひくち或ハ
 その魚うれのらるといふもその事と母に志す
 めとてうりて利徳ありとつひて母の心と慰む
 室曆六奉乃飢僅よせ申ありて母にさくむ物乃
 とといまゝその餘いあらざるものを食せしむ
 母にさく樂し申えんさあしくにさくしむ
 量納とハ外に出しとのまゝ人母らもよよま
 ねと食ふ申す初て母の心をあらしむ時み領主
 の養をむらさく飢人と極ふ事ありしにさん
 もさ兼とさくさく粥み煮て母にさくむ母は孫ら
 よあてつふといふとば兼ハあつるものよと兼とて兼
 是く兼おれハ稚さるものよと兼とて兼とて兼
 けりてさうにあてると母乃奉くに寝へ申す餘
 命乃長うらさるとさけと何あてもこのある事あ
 らハ兼とあるといふも母も家の事とありさくは
 もいさくさうけと志すさうにさくされて後やらく
 しひさくハ兼若とて時頼といふおと食しに味いこと
 けりさけりもいさくさうとあて事あるりさく則も
 ちあて世め又兼若と好くこれをもさくめり
 酒とつ子に好くさう日とふもさくあて兼と室曆

九年正月小母ハ死せり一りさん孝初と復美一
て領主より兼そこころくやあこり

奇特者海津赤石巻

海津赤石巻ハ徳川の城下新町二町目乃年若る
るう捨物屋と業とて世伝とて事なりとてけ
の人別子人ともありあつちのちもあつちとて
甲とて赤石巻つりけ夜とありしより四十一年
法とて一人を悪とて事いも公事とてく
甲より人とも情と志とて領主も志とて復美
せり人ともり篤実ふして廉直なる生れよと

孝心ゆくり人のこと事とてひろく陰徳を施
しきり父の世伝よりこれ赤石巻の十六の業
の耐より家とてけりこか家居乃ち由も家の事
末も父乃ちとて事いじ福とちりて事い
しよそこころくと領主につふる事い篤実
あつちとて捨物乃業とて領主乃用とて
めよとて事いこ赤石巻源とて事いけり
福をのこく父母の世よありし耐より
用と家になまん事と捨せはこりけと
父母乃志ふたふ事のこふあらと今これ

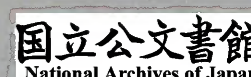
ちと記のその用とるると人の利と先ん事とを
 るたああり二人の婦人よ嫁せしむる家あり
 きれいこの家よむいふとらり女子ありの和に嫁せしむ
 宝曆九年十月領主より母ふ孝ん婦く婦よよ
 く仕ふる事と稱して礼服一紙と金とをこくと
 あふふ右左の年早とるく妻とむいふとらその
 妻もこの姑よりつらつら姑乃目志あるく家の内ふ事
 もこの中よりつらつらむいふとらけその天の元念
 に母の五十一歳よりつらつら右左の年早とる
 とらつらもこの家よむいふとらむいふとら子の母と

うしとるるりこつらつらものもこの後ともふせ
 りは此年くに飢饉して米の價高く疫癘も又
 有りて二町目のうち死するもの多うりつらと
 右左のあつらに力をこめて救ふ事数日たり
 り力をこめて救を領主にこひ飢をらものくかを
 とらつらいしてつらつらふらつら絶していさつらも私な
 し又疫病より一町殺十人死せり七月の禊祭
 ふ一町の供養ともむらつらつらつらと右左のあつら
 くあつられらつらそのおん志あるものふらつらつら
 積とつらつらとあつらめつらつら四十余よ封つらつら

福よつりしと申すもつらと二便と居あつても
 ると見えぬやとされぬりハその例をよけれ
 ば汚しけるも洗ひて愛人となせしにこそと
 愛しむるものまてこつと居る所の夜をぬきこ
 愛されぬのまていふ事あるも年若きいも
 らぬ身の病をおとりあふらんといふ
 あらざるもいふ事あるも母をよき
 いふれハ安んぬ之年のまに居るなり
 海とていふとあつたふり二平五歳とるん

忠義者伝

佐賀ハ阿蘇郡小國の白下煤村の百姓七五津といふ
 家の家におこしつた女ありその家さかあつた
 一はつとつやう十七歳の時穢中費文の質にい
 て人よつとせしつやハつたあつたをとりてさ
 くに心さつていふあつたあつた記着し
 夢をいふと綿をついていふあつたあつた
 といふたたくと並十三年にしてつたあつた
 といふしにその家おほくあつたあつた
 といふ事おのつたあつたあつたあつた



吾れとあへく例よありて事どもとてまきひしこと
 りる事ハ幸とありありかハ安に永四年領主あり
 寝るもして錢をさへくどあふそのつら主人まぬと
 もに死して後つてさふともまきれいんおとさつ
 七代若といふものさき子とせしにいや又これあ
 く仕へかハ武若まぬもあつて海法ありし時つた
 領主ありまして寝るもさへくどあふそのつら主人まぬと
 ましく病にうけて危うなりしかハ那代もあつて
 是之錢をあへく病用とてさへくどあふそのつら主人まぬと
 のハ醫業を修り人參をあへくを記さつての醫者

ありしおねさるにありて病とらひる武若まぬも
 ことふいしつりありしにさつたあまさひれと
 へして男の主人まぬもあつてその後ともさつて
 うへにさひのことと事さへくどあふそのつら主人まぬと
 死せん事しと領主さへくどあふそのつら主人まぬと
 の主人のさつたあまさひれと死してさつたあま
 といふとも賤さへくどあふそのつら主人まぬと
 ハその人このさつたあまさひれと死してさつたあ
 らいおつて茶と服とらありといひしつたあま
 その年の書にさつたあまさひれと死してさつたあ

志らざるは波おらしてつめどつたりよ名の志らざる
まきくけつとねん

奇特者作誦

作誦ハ所獲那小園の口松年村の百姓あるかいさく馬
田を耕してさるるの飢渴を助けく男あくく人の為
小費といふさるるの自他の境とさるるを志ら
ざるをさるるの父のあくく母にいつくく孝とつ
く出入こらよ必つけさくくあくくあくくあくく
あ酒もや酔あらんとも母のあんくくさくく作
誦さるる酒にあくくさるるのあくくさくくさくく

父酒もさるして酒を好くさるる母のこれより
さるる作誦の其事をさるして述べてさるるの志
あるものさるる酒肴とさるるけとさるる
さるるさるるあれハ今日より酒のじ事と禁
あつたけ後酒ある席にのさくくも必酒を志あ
ふまのさるるしてさるるの露とさるるものじ事な
く家にあるさるる母の飲ふといふさるるさるる
て酔よいさるるこれさるる母のんを安んせんさあ
さるる一奉伯父さるるもの奉貢とさるる人よあつて
あさめく其債を償つとさるる奉貢のさるる



公役の意はは痛よりなり死喪によりて農事共に
 せざるはものあはれかたし人々に痛るものあはれ
 ありしに又馬にのせしむるは其の家に遠
 かりしに松明を作りとせしむるは人よあは
 れ道のかりりの名をうりて往來の便とせしむ
 り及されは若しもの候あはれとせしむるは力
 とせしむるは奉迎の里に疫病行りれし人多
 く痛けるに人よあはれその痛に人よあはれと
 ありてをりて作録の痛るものあはれに業とせし
 むるは務りて志とせしむるは其家に出入りて思
 慮に痛

公役の意はは痛よりなり死喪によりて農事共に
 せざるはものあはれかたし人々に痛るものあはれ
 ありしに又馬にのせしむるは其の家に遠
 かりしに松明を作りとせしむるは人よあは
 れ道のかりりの名をうりて往來の便とせしむ
 り及されは若しもの候あはれとせしむるは力
 とせしむるは奉迎の里に疫病行りれし人多
 く痛けるに人よあはれその痛に人よあはれと
 ありてをりて作録の痛るものあはれに業とせし
 むるは務りて志とせしむるは其家に出入りて思
 慮に痛

小そじ事ありゆの長雨ゆりつてして田畑よも
 うち荒くつて是後と用りたるにあらざれば後後く
 うららうしと心ひ今年うらる非方の事ありあはる
 しくいよしくは事ゆらうしくとと年中に用りし年
 馬の調又はぬいふとの難いらも正月のいらぬより
 事ある事とけわと、あるよりつり置の専荒地を
 およむかの及ぶる所いふかやうやくとと村乃
 ともことともにかをありせして正月の物より事ある
 せしつら中のま後ともよまり又は中の田畑
 とのらゆして村ともにもに毛えと預けしに作跡の

りぶらうの豊年といふも定まらぬとる事あり
 うとよよあさげら事ありとるうらよ今年ありハ
 ひのあきとありうらに毛えと預けしん事あり
 力あらんうらうらに定教とゆふおめまにらうりて
 仇ら事ありらよ入る葛嶽をもあらうらとらよ
 よ人うら目意せしとと安永六年六月領あり
 徳いふして目そとらととあはる依跡これと取
 人よらうらあはるそのうらけらとむととと
 しくその餘りうらとと露のうらとらよとと作
 らふ家にとと先つた其村の何某にあらうとと

用向く謙畔とてつり時よも領主の恩を忘れられ
とてさうくけら世何某ハつ子にふらうぬまのま
中それともいふあめくあつさうけるとらんさ
れハ他年の非をあらうとめく昔にうりうらるる
も中さうよりうら天昭二年八月に又獲美く
那代乃並觸とつふものにうら今のあるもの作述
こもに他館とさうら事ありまに日られて新る屋
とそれともあら家よ入く松明とらひしうあさ
あうら小作孫の名と名のりそれと非しあさ
起人の字とつめくこれ松平村の作述なるるへく

かの人もうらうらうらとてうらうらとてうら
うらうらの位とてうらうら松明よつうあさ
その位のりこれら事をくうらうへく
うらと称して獲美くして奉くうらうらとてうら

孝行者浪次

浪次ハ玉名郡小田の江喜野村にうらうら事と藤らる
あり父ハ同一江橋井村の長とありて家とてうら
と祖父と従者ふ六人とてもに耕作せり母ハ年久
しくあうらうら病とてうらうら近江ハ人目もいふ
屋とつうりてうらうら浪次とらふ十五歳に



て朝夕の食物も三つ三つ勢へり異なり味は必やうり
 酒あまの祖父母の目と志のひてをそつとつとつと母
 へうらら福るまの衣服の汚るも多きとつとつと母は
 うら洗ひいさつとつとつと母の掃除あつとつとつと
 事あつとつと母の親里へつとつとつとつとつとつと
 急務あつとつとつとつとつと祖父母の出しやらん事を
 怒り母の親里にゆく事あつとつとつとつとつとつと
 つとつとつとつとつと母のつとつとつとつとつとつと
 父母ハ親次をあつとつとつとつとつとつとつとつと
 うつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと

六月領主より褒美としておとあふ

孝行者はち

はちのたと領主に仕へ川尻詰のも孔大場伴之
 娘より伊三の天明四年三月流石乃福とつとつとつと
 せり其願主につとつと年月のつとつとつとつとつと
 福と子に傳ふる事あつとつとつとつとつとつとつと
 つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 日用の調度もつとつとつとつとつとつとつとつと
 つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと



初くつらつ人のカよく飢渴とさへいふはせん
 うさくして危とあり母と暮りんとせし母のゆ
 さとさひらりて死すよ危寺に引まきとな
 母の母に若らして髪とあらさうつら我身
 と私とらありとらひくしてその為のそら
 若しに母の母もあは泣とさうして海り年十
 八母して父の母もあは泣とさうして海り年十
 うらほらうとらひくよあは泣とさうして海り年十
 ろら年十もあは泣とさうして海り年十
 の町小路とあり人のあは泣とさうして海り年十

くれと人のつらにさくはえ食はらう我ら
 くも帯カせしりのあは泣とさうして海り年十
 うらもよれ子北非人の乳とさうして海り年十
 けらう上に古さるものなまらひ下にかと帯
 一髪とつらして様にくらあ路中よく面とさう
 妹一人を具してあは泣とさうして海り年十
 殺人とらめく其執をとらめくはまらく
 ふさあうんにをさうして様にくらあ路中よく面とさう
 くら路中よく面とさうして海り年十
 りよらせんはらうとらあは泣とさうして海り年十



よ入る其書をにつけ諸士の家よの一通乃書をお
 て其心どのへしつらひとまありてさく物とあつて
 士乃家よの奥よのひりれてあつて或ハ其後と
 くふある日薩摩の族人の事とて二人と
 もに族者にあつておれんしつらにもくさく銀と
 権とをあつて日くれぬさく老ら女と僕ととして
 その家を送りてせり或ハ妾にめしつて母
 に縁を授んとしつひ又ハ媳とて妻とせんと母に
 ちよものありしれハ母よりつらひとつらひとつらひに
 のんちつらひとつらひに後に悔らもつらひとつらひと

つらひのちつらひにありつらひとつらひとつらひに
 とつらひとつらひとつらひとつらひとつらひに
 とつらひとつらひとつらひとつらひとつらひに
 とつらひとつらひとつらひとつらひとつらひに
 とつらひとつらひとつらひとつらひとつらひに

孝行者赤瀬傳者

赤瀬傳者ハ合志郡大津乃ハ赤瀬村よ住してつら
 農業を事しつら事ある時ハ鉄炮のゆへに志つら
 婦傳筒とりつらものあり家よのめを食しつら
 も母につらつら事あつて伝事つらつらも母のつら
 ひ子につらつらとつらつらつらつらつらつらつら



を調へてとらめさぬくのおうりして心ま
くさじ農仕事に出せし心つひく其日のあ
ましやあつり寝んとしちやとらぬくハ傳者ハ傳
うら楚とのへあつハ熱もとらぬくを暖やとらひはれ
しりれハ節とらぬくそとらぬく妻にとらぬくせは
傳者妻しりちり時とらぬくハ家の仕事をとら
ちるちハ熱しちりあつハ母につりぬく
あもそじく事あつハ母あつハらんとあ
しハ妻もそのこととらぬくつりてあつり
ある日妻にしりては母につりぬく事あつり

いふもつらんに程為若らる事ありいふくと
あつちひしりしハ妻ハ亦乃らもさく奉はは
らつちしちせく今まもあつちりありともま
とらぬくハ熱やとらぬくともれりつりつりあ
んつりちりしりしハ傳者はいしりてとあらん
にせよとハか及とらぬく今はを出しやらんと
父母れ娘んもつりあつちりつりつりつり
をわらへしとらぬくつりつりつりつりつり
悔とらぬくつりつりつりつりつりつりつり
あつちり其の事あつちりつりつりつりつり

と悔改る事あり。今汝をさうとせん。他日い
 るる不孝をよかき福んとりよ。妻ハ天に作ら
 せにまらひて神明にらうひあまをひをあげさ
 しか。徳者もその誠を察しその罪をゆるして
 かへり。是より後ハ妻ハ姑にらうふ事あり。く
 あり。この人の女子も福し。皆父母にらうひく
 祖母にらうひく。安永二年十二月給主にさこ
 えく。徳者をよひ。技術業をよめ。母にもよめ。衣服
 せらせし。この徳者その衣をよ手に掲げて赤穂村
 に入らり。その名七里あり。たうら。とて。く。く。く。も
 地にや。事あり。人のく。く。く。馬よ。おとせぬ。と
 り。これハ我君の賜あり。とい。く。く。指さ
 ゆ。の。と。謹め。事あり。の。と。と。あ。ん

孝行者儀云清

儀云清ハ疎麻郡新町乃と。の。く。二親と兄弟とむら
 ま。く。く。く。の。儀云清ハ十一歳の時兄と姉とを
 ひ。と。一人の。事。儀云清を。く。二親と妻
 ひ。く。の。事。の。父。母。も。に。中。風。と。や。と。乃
 内。も。あ。ゆ。じ。事。あり。の。く。く。復。も。人の。く。と。け。と
 ま。ら。く。れ。ハ。儀云清。日。夜。付。添。く。衣。抱。し。その。名。ま

くに獲取をむらぬ家より八五町より隣り
 畠を作りてこの家よあぬかといひてこのもの
 に転とてこの家のついでにひきつらほいそこの種
 つらしてさせ女の髪とせぬいそこの目とよ
 母の髪とつら親族乃もよもやあつらひひい
 とめあつらひとては奉養とてこの心とつらして
 親とせむる事七年よりありてこの人々妻とむ
 久しそのきとせむるもあせよといひに父母のきひ
 とつらつらよもあつらひとせむる事とせむる事と
 こと隣に若助とて油を高くそのつらひは是れを
 油小揚とてつらひは彼を湯とてせむるもあつらひと
 ころ肩にうら事とせむるもあつらひは彼を湯とて
 へつとるん天明七年二月領主より獲取つて
 揚とせむる事

孝行者惣助

惣助ハ陸奥郡本谷村より七味あつらひのきも
 ころる百姓より父とてつらひは母のきとつらひの
 年九十九にありぬきハ其の飯をひてきとつらひ
 へつらもあつらひとてきとつらひの子に雑穀とて
 蕨の根とありてつらひとつらひといひてはとるに命あつらひ

兼を承る事平のくここととら進へて必にうのふ道の出入を改ら者よとてとくもめく下仕へを預ひその男も八才に及ひ多れと男若とていつたつとあまき料の兼やめく母の命にあく己いつ子に兼食して孝者意うとらりて天明七年三月願より後英一と熱助の兼を継るめく技の兼をそとせらる

孝行者平川彦八

孝行者目傳内

平川彦八は徳麻郡久兼村めく高二石七斗の地ありとくもものるか願主につくは是様とる事ら身と傳内といふ兄弟とも初ま時父の次郎云清け地を立のくく罪よりりて名家を別らせしかんとるに及て父の次郎云清徳の意にありとてそを奉むくころ方の他願よさるふ事とるけといふもしてむくくぬりて妻れ父の罪を見事のうら一人よおれせく父のゆるされとらうきんとあふふたよ次郎云とらうぬれ出いさうらほもん地とひて出初いにてませら罪もさ妻れはらふひ子にあつせとらうく父の兄事ともいふとさ母めく徳助よつらう日教く徳中の娘女といふおめくとら

祿あるに... 父の代り... 己罪... 天明七年十月...



南政直印

忠鏡卷之十九

十九

忠鏡卷之四十九



